

道の駅 南信州うるぎ 指定管理者募集の概要

売木村では、平成 12 年に地域農産物活用型総合交流促進施設（以下「うるぎふるさと館」という。）を設置し、「地域農産物を利用した加工販売や地域に伝わる生活様式の伝承を通じて、都市と農村との交流を図ることを目的とした施設」として、村民及び来村した観光客の利用に供してきたところです。このたび、当施設を中心とし駐車場等周辺を含めた施設一帯が平成 30 年 11 月 1 日に道の駅 南信州うるぎとして開駅しました。従来の目的に加え、さらに多くの地域資源を複合的に有効活用し「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」を併せ持つ道の駅の実現に向け、管理運営を効果的かつ効率的に行うため、次のとおり指定管理者を募集します。

1 指定管理者が行う業務

- (1) 道の駅 南信州うるぎ施設の利用に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、村長が必要と認める業務（別に定める「道の駅 南信州うるぎ 指定管理者業務基準」を含む）

2 指定管理業務に要する経費

- (1) 利用に係る料金
 - ア 施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。
 - イ 利用料金は、売木村長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。
 - ウ 村が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金や指定管理者が自ら企画・実施する自主事業の収入を自らの収入とすることができます。

(2) 管理に要する経費

村は指定管理者の管理運営業務を実施するために必要な経費として、指定管理者が提示した額または予算額のいずれか低い方の額を上限として、指定管理に係る委託料を支払います。委託料の上限額、支払時期、支払い方法等については、村と指定管理者で締結する協定書で定めることとし、各年度の委託料は、村と指定管理者との協議によって決定することとします。なお、委託料については、次の事項に留意してください。

- ア 道の駅機能の管理運営に必要な業務（公衆便所、駐車場、観光案内所、その他地域振興施設等の管理運営）を実施するために必要な経費を委託料の積算に考慮します。
- イ 年度ごとの委託料は、消費税及び地方消費税を含んだ額となります。
- ウ 委託料の精算は行いません。経費に不足が生じた場合、指定管理者の負担とします。
- エ 委託料の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則行いません。
- オ 委託料は、運営経費の他に直売所出荷者登録者の地元品売上額に応じて、村と協議のして歩合制で上乘せすることができます。

(3) その他施設使用料等

指定管理者は、村と協議し施設使用料として年度ごとの経営状況に応じた年間施設使用料 4 5 万円以内を、売木村長が指定する期限内に納入しなければなりません。なお、施設使用料のほか、光熱水費の実費分を負担していただきます。

3 指定期間

2 0 1 9 年 4 月 1 日 から 2 0 2 2 年 3 月 3 1 日 までの 3 年間

4 応募資格及び条件

(1) 応募資格

応募者は、食品衛生管理の資格を有する者がいる、管理運営業務を履行できる能力があると認められる法人又は複数の法人でグループを構成した団体であれば申請できます。個人での応募はできません。

(2) 応募条件

国内に事務所を有する法人等であること。なお、指定管理者となった場合は、その指定期間内において、村内に事務所を設置すること。

5 申請手続き

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ その他、募集要項に記載の書類

(2) 募集・申請期間等

募集の期間は次のとおりです。なお、申請書は、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール、FAXでの提出は受け付けません。

- ①募集期間 平成30年12月14日(金)から平成31年1月31日(木)まで
- ②申請期間 平成30年12月21日(金)から平成31年1月31日(木)まで
・受付場所 売木村役場 村づくり総合推進室

6 説明会の開催

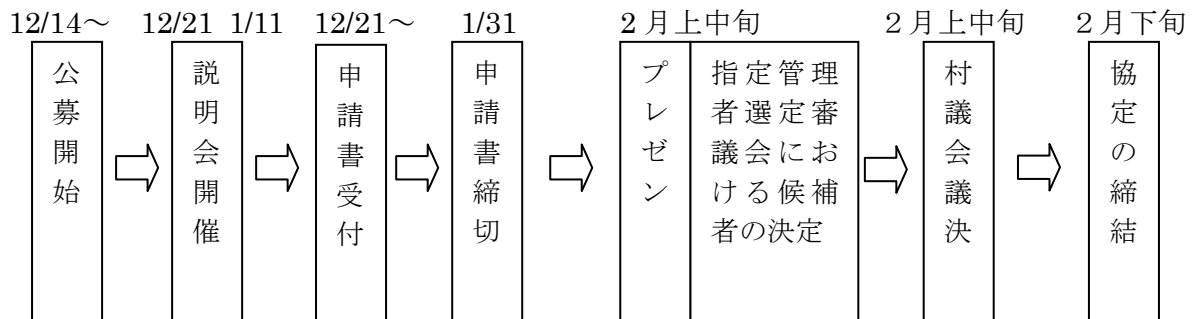
公募に関する説明会を次のとおり開催します。

- (1) 開催日時 第1回目 平成30年12月21日(金) 午後3時より
第2回目 平成31年 1月11日(金) 午後3時より
- (2) 開催場所 売木村役場 2階会議室
- (3) 参加人数 一団体あたり3名以内
- (4) 申込方法 各説明会の開催日前日までに売木村役場 村づくり総合推進室へ連絡してください。
電話0260-28-2311 (売木村役場)

7 選定方法

候補者の選定にあたり、申請者から提出された申請書類の審査、プレゼンテーション及び村の選定審議会において候補者を選定し、村議会の議決を経て指定管理者を決定します。

8 選定のスケジュール



9 協定の締結

指定管理者指定の後、指定管理者業務の実施に関し、包括的な事項を定めた協定を締結します。

10 募集の広報

売木村公式HPへの掲載、村内防災無線放送、CATV等により広報します。

問い合わせ先

〒399-1601 長野県下伊那郡売木村968番地1
売木村役場 村づくり総合推進室
担当：眞鍋昂・能見奈津子
電話 0260-28-2311
FAX 0260-28-2135
E-mail kankou@urugi.info